

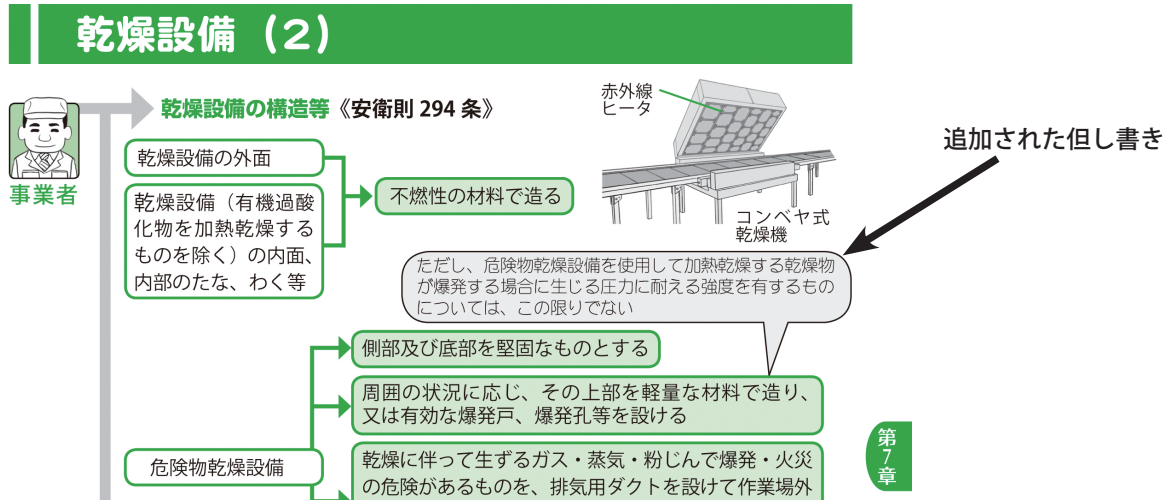
※第3刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 133

乾燥設備の構造等（安衛則 294 条）のチャートの右列緑枠上から 3 番目「周囲の状況に応じ～」の条文に灰色の吹き出しで但し書きを追加



P 218

上の表中、産業医の職務内容の 2

修正前) 毎月 1 回以上作業場等を巡視し、作業方法、衛生状態に有害のおそれのある場合の必要な措置

修正後) 2 月以内ごとに 1 回以上作業場等を巡視し、作業方法、衛生状態に有害のおそれのある場合の必要な措置（一定の条件を満たすことが必要）